

ID: 22-1

担当部署: 総務課

<b>処分の概要</b>	過料		
<b>例規名 根拠条項</b>	村田町手数料徴収条例 第8条		
<b>例規番号</b>	平成12年条例第8号		
<p><b>【基準】</b>                  第8条の規定による。                  (過料)                  第8条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>			
<b>備考</b>	<p><b>【共通担当部署】</b>                  総務課                  税務課                  町民生活課</p>		
<b>設定年月日</b>	令和3年4月2日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日